

各計画等における帰宅困難者対策の位置付け

経済財政運営と改革の基本方針2014（骨太の方針）（平成26年6月24日閣議決定）

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(2) 国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災等

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を踏まえ、府省横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）の取組を推進する。（中略）

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」等に基づく大規模災害対策等の防災・減災の取組を推進する。

国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）

第3章 国土強靱化の推進方針

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

(2) 住宅・都市

- 災害時の的確な情報提供、業務・商業地域における地区としての業務継続の取組、大都市の主要駅周辺等における帰宅困難者・避難者等の安全を確保するための取組について官民が連携して推進する。帰宅困難者対策については、主要駅周辺等における普及、促進を図るとともに、公共・民間建築物の一時滞在施設としての活用について事前の情報共有、訓練等を通じた対策を強化する。

国土強靱化アクションプラン2014（平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定）

第3章 各プログラムの推進計画

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

- 帰宅困難者対策については、都市再生安全確保計画及びエリア防災計画等に基づく取組に着手しているところであり、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保とあわせ、徒歩での帰宅支援の取組を推進する。

（重要業績指標）

都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数：11地域（H25）→45地域（H30）

各計画等における帰宅困難者対策の位置付け

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）

第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第4節 災害発生時の対応に係る事前の備え

9 帰宅困難者等への対応

- 国及び地方公共団体は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、都市部等における大量の帰宅困難者の発生に対応するため、民間事業者等と協力して、共助の観点から、行政関連施設のほか民間施設を主体とした一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の帰宅困難者対策を推進する。

首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成26年3月28日閣議決定）

7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

③ 円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

カ 膨大な数の帰宅困難者等への対応

国〔内閣府、国土交通省等〕、都県、市町村及び民間事業者は、膨大な数の帰宅困難者等に対応するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や家族等の安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保等の取組を推進する。（中略）

また、一時滞在施設は、公共施設のみではまかないきれないことから、共助の観点から、民間施設を主体とした一時滞在施設の確保に努めるため、関係行政機関、民間事業者等からなる帰宅困難者等対策推進協議会の場を活用する等により、地方公共団体と民間事業者との協定の締結、地域防災計画等への滞在拠点施設の位置付け等を促進する。

さらに、都心部や帰宅支援対象道路に沿った公的施設の活用、事業者、沿道自治会等による滞留者や徒歩帰宅者のために必要な飲料水、トイレ等の確保、分かりやすい地図案内板の設置、外国人等向けのピクトグラムによる災害時の対応行動の可視化等を促進する。